

令和3年8月30日
全国農業共済組合連合会

**令和3年8月11日からの大雨の影響に伴い収入保険の保険料等の
支払期限を延長します**

全国農業共済組合連合会（NOSAI全国連）では、令和3年8月11日から
大雨による災害に際し、災害救助法が適用された市町村に住所を有する収入保険
の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払が
困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支
払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長
いたします。

また、対面での加入手続きが困難な方につきましては、電話での加入申込みを承
ります（申請書類は後日提出いただきます）。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くの農業共済組合
にご相談ください。

<別紙>

- ・対象地域（災害救助法適用市町村）
- ・対象地域の農業共済組合

本件に関するお問い合わせ先

全国農業共済組合連合会（業務部業務第1課）

TEL 03 (6265) 4800

FAX 03 (6265) 4807

ホームページ <http://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>

対象地域（災害救助法適用市町村）

令和3年8月18日現在

・ 6 県 2 1 市 町 村

【長野県】

岡谷市（おかやし）、諏訪市（すわし）、上伊那郡辰野町（かみいなぐんたつのまち）、木曾郡上松町（きそぐんあげまつまち）、木曾郡王滝村（きそぐんおうたきむら）、木曾郡木曾町（きそぐんきそまち）

【島根県】

江津市（ごうつし）、邑智郡川本町（おおちぐんかわもとまち）、邑智郡美郷町（おおちぐんみさとちょう）

【広島県】

広島市（ひろしまし）、三次市（みよしし）、安芸高田市（あきたかたし）、山県郡北広島町（やまがたぐんきたひろしまちょう）

【福岡県】

久留米市（くるめし）、八女市（やめし）、みやま市（みやまし）

【佐賀県】

武雄市（たけおし）、嬉野市（うれしのし）、杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう）

【長崎県】

雲仙市（うんぜんし）、南島原市（みなみしまばらし）

対象地域の農業共済組合

県	相談窓口	TEL	ホームページURL
長野県	長野県農業共済組合本所	026-217-5919	https://www.nosai-nagano.or.jp/
島根県	島根県農業共済組合本所	0853-22-1478	http://www.nosai-shimane.jp/
広島県	広島県農業共済組合本所	082-262-4711	http://www.nosai-hiroshima.or.jp/
福岡県	福岡県農業共済組合本所	092-721-5521	http://nosai-fukuoka.or.jp/
佐賀県	佐賀県農業共済組合本所	0952-31-4171	https://www.nosai-saga.or.jp/
長崎県	長崎県農業共済組合本所	0957-23-6161	http://www.nosai-ngs.or.jp/